

証券コード 7134
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月2日

株 主 各 位

神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22
株式会社アップガレージグループ
代表取締役会長 石 田 誠

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「2023年6月定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただけます。

当社ウェブサイト <https://www.upgarage-g.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（アップガレージグループ）または証券コード（7134）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様へ

当社IRサイトで2023年6月9日以降にWEB株主通信をリリース予定です。
ぜひご覧ください。
<https://www.upgarage-g.co.jp/ir/business-report/>



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後7時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時00分 （受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22

株式会社アップガレージグループ 本社3階 会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※昨年6月開催の定時株主総会会場と異なりますので、お間違いないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源削減のため「本招集ご通知」をご持参いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から「マスク」をご着用くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様に限らせていただきます。
- ◎総会ご出席者様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご承知おきいただきますようお願い申し上げます。
- ◎総会会場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置を講じますので、総会ご出席者様におかれましてはご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.upgarage-g.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。従いまして、本招集ご通知は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時
2023年6月27日（火曜日）
午前10時00分
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください。)



行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後7時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

[illegible]

※議決権行使書用紙はイメージです。

第1号議案・第2号議案について

賛成の場合→**賛**に○印

反対の場合→**否**に○印

第3号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→**賛**に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務状況、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金63円
配当総額 165,414,753円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日

(注) 2023年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割しておりますが、上記の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準としています。
株式分割の詳細については、2023年2月13日発表の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条につき所要の変更を行うものであります。

また、株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要せずに機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第45条から47条につき条数を繰り下げると共に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
〈新設〉	(剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。	(剰余金の配当等) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。
第46条～第47条 条文省略	第47条～第48条 現行どおり

第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。
つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	石田 誠 (1960年5月9日)	1983年3月 (株)オートフリーク設立 専務取締役 1999年4月 旧：(株)アップガレージ設立 代表取締役社長 2009年4月 一般社団法人日本リユース業協会 副会長 2011年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 2014年4月 (株)クルーパー（現：(株)アップガレージグルー プ）設立 代表取締役社長 (株)東京タイヤ（旧：(株)ネクサスジャパン）設立 代表取締役社長 2014年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 常任理事 2017年5月 同協会 副会長 2020年4月 旧：(株)アップガレージ 取締役会長 旧：(株)ネクサスジャパン 取締役会長 2023年4月 当社 代表取締役会長CEO（現任） (重要な兼職の状況) —	1,898,100株
【取締役候補者とした理由】 当社創業以来の豊富な業務経験と自動車・二輪車産業の経営全般に関する知見及び強いリーダ－ シップで、これまで当社の成長を牽引してまいりました。極めて高い視座・幅広い視野と強い変革力 は、今後も当社の経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いする ものであります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	河野 映彦 (1981年5月15日)	2005年4月 野村證券(株) 入社 2012年7月 旧：(株)アップガレージ 入社 2013年1月 同社 社長室長 2014年4月 同社 取締役 Crooooober事業本部長 2015年4月 (株)クルーバー（現：(株)アップガレージグループ） 取締役 2018年4月 旧：(株)アップガレージ 代表取締役社長 2018年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事（現任） 2018年8月 UPGARAGE USA Co.,Ltd.設立 代表取締役（現任） 2019年4月 一般社団法人日本リユース業協会 理事（現任） 2022年4月 (株)クルーバー（現：(株)アップガレージグループ） 取締役副社長 2023年4月 当社 代表取締役社長COO（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 一般社団法人日本リユース業協会 理事	23,400株
【取締役候補者とした理由】 金融・自動車・IT企業での営業・企業経営を通じて、グローバルレベルの豊富な経験・実績と知見及びリーダーシップを持ち、当社の持続的成長の基盤整備及び戦略策定において発揮してまいりました。多岐に亘る分野での知見と経験に基づく鋭い洞察力、的確な意思決定力は、今後も当社の経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	福島 泰三 (1970年6月3日)	1992年 4月 (株)ケー・イー・シー 入社 1996年10月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年 1月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2015年11月 阿久津・福島会計事務所設立 (株)ナガオカ監査役 2015年12月 MMプリンシパルインベストメント(株) 取締役 2016年 4月 (株)OMGホールディングス 取締役（現任） 2016年 5月 (株)アポロジャパン 取締役（現任） 2016年 6月 (株)グリムス 取締役（監査等委員）（現任） 2016年 9月 (株)キーストーンテクノロジー 取締役 2017年 3月 (株)オルツ 監査役（現任） (株)シグリード 取締役（監査等委員） 2017年 6月 福島泰三公認会計士事務所設立 所長（現任） 2017年 9月 (株)M&Aの窓口 取締役（現任） 明星監査法人設立 代表社員就任（現任） 2020年 6月 (株)クルーバー（現：(株)アップガレージグループ） 監査役 2020年10月 アットドウス(株) 監査役（現任） 2021年 4月 (株)クルーバー（現：(株)アップガレージグループ） 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株)グリムス 取締役（監査等委員） 福島泰三公認会計士事務所 所長 明星監査法人 代表社員	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待し、選任をお願いするものであります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	佐藤 麻子 (1963年1月4日)	2008年12月 弁護士登録 2009年 1月 弁護士法人R&G横浜法律事務所 入所 2018年 6月 協同油脂(株) 社外監査役（現任） 2018年10月 神奈川県教育委員会 教育委員（現任） 2021年 4月 (株)クルーバー（現：(株)アップガレージグループ） 社外取締役（現任）	—
		(重要な兼職の状況) 弁護士法人R&G横浜法律事務所 パートナー 協同油脂(株) 社外監査役 神奈川県教育委員会 教育委員	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待し、選任をお願いするものであります。			
5	太田 彩子 (1975年9月12日) (戸籍上の氏名) 長谷川 彩子	2001年 6月 (株)リクルート 入社 2006年 9月 (株)ベレフェクト 代表取締役（現任） 2013年 6月 (株)CDG 社外取締役 2014年 9月 同 取締役経営企画部長 2015年 6月 同 取締役ダイバーシティ推進室長 2017年 3月 アライドアーキテツ株式会社 社外取締役 2017年 6月 内閣府子ども・子育て会議 委員 2018年12月 (株)コナカ 社外取締役（現任） 2019年 7月 筑波大学働く人への心理支援開発研究センター 客員研究員（現任） 2022年 6月 SREホールディングス(株) 社外取締役（現任） (株)クルーバー（現：(株)アップガレージグループ） 社外取締役（現任）	—
		(重要な兼職の状況) (株)ベレフェクト 代表取締役 (株)コナカ 社外取締役 SREホールディングス(株) 社外取締役	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 企業経営全般のご経験に加えて、人的資本経営並びにサステナビリティに関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 福島泰三氏、佐藤麻子氏及び太田彩子氏は、社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって福島泰三氏は2年2ヶ月、佐藤麻子氏は2年2ヶ月、太田彩子氏は1年となります。
3. 当社は社外取締役候補者3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社全社外取締役候補者との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員が業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合、法律上の損害賠償責任及び訴訟費用等の損害が填補されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は、填補の対象としないこととしております。その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。各候補者は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

【ご参考】スキル・マトリックス／取締役及び監査役に特に期待する分野・スキル
本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成並びに当社が取締役及び監査役に特に期待する分野・スキルは、以下のとおりであります。

氏 名	地 位	取締役及び監査役に特に期待する分野・スキル							
		企業経営 経営戦略	クルマ バイク 業界経験	人材戦略 人材開発	IT DX	サステナ ビリティ	国際性 多様性	財務 会計	CG 法務 RM
石田 誠	代表取締役 会長CEO	●	●	●	●	●	●		●
河野 映彦	代表取締役 社長COO	●	●	●	●	●	●		●
福島 泰三	社外取締役 独立役員			●				●	●
佐藤 麻子	社外取締役 独立役員			●			●		●
太田 彩子	社外取締役 独立役員	●		●		●	●		●
青木 尚	常勤監査役		●		●				●
鳥山 秀弘	社外監査役 独立役員				●				●
高橋 知久	社外監査役 独立役員							●	●

(注) CG：コーポレート・ガバナンス、RM：リスクマネジメント

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限が緩和され、ウィズコロナの下で経済活動の正常化の動きが見られたものの、国際情勢の深刻化や急速な円安の進行、原材料費やエネルギー価格の高騰を背景とした物価上昇による個人消費への影響が懸念され、先行きが不透明な状況が続きました。

国内の自動車関連市場においては、新車登録台数が上期は依然として世界的な半導体不足等の影響によって、前年を下回る状況が続きましたが、下期からは持ち直しの動きが出始め、年間では前期を上回る登録台数となりました。同様に中古車登録台数も減少傾向にありましたが、中古車販売価格は新車販売の納期遅れ等の影響による需要の高まりから高騰傾向が継続しました。

こうした市場環境の中、子会社(株)アップガレージにおいては、前期に引き続き移動手段として公共交通機関から自家用車へのシフト、新車販売減少による保有年数の長期化を背景として、パーツやタイヤ・ホイールの買替需要が高まり、店舗及びEC売上が伸捗いたしました。年2回のタイヤメーカー各社の値上げ等、物価上昇に伴う新品用品の値上げが続く中でリユース用品に対する需要が高まり、通期を通して買取及び販売が好調に推移いたしました。

直営店舗においては、DXによる買取業務の効率化や取付サービスの強化等によって利益率の改善を進めました。加えて、新たにアップガレージラボラトリーという自社内でのホイール加工・修理を行う取り組みを開始いたしました。従来はリユース商品として扱うことができずに処分していたキズや劣化したホイールをリユース商品として再生することから、SDGsの観点からも有用な取り組みと考えます。

また、前期からサービスを開始した冬シーズンのスタッドレスタイヤレンタルサービスについても、帰省や雪山でのレジャーなどの短期利用目的のお客様にご好評を頂き、順調にサービス件数が増加するとともに、メディアなどに取り上げられることによって認知度も向上いたしました。

2022年3月スタートの中古自転車の買取・販売を行う新業態「アップガレージ サイクルズ」については、7月に2店舗目となる「アップガレージ サイクルズ北戸田店」、10月に3店舗目となる「アップガレージ サイクルズ相模原駅前店」をオープンしたことにより、中古自転車関連の買取依頼やお問い合わせが着実に増加しました。加えて、女性やお子様連れのお客

招集
ご通知

株主
総会
参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

様が店舗をご利用頂くきっかけとなり、新たな顧客層の開拓も順調に進みました。

さらに、2023年3月には中古カスタムカーの販売を行う新業態「アップガレージ カーズ」を開始いたしました。中古パーツを扱うアップガレージならではの特徴を活かした中古車販売を行うことで、自動車やカスタムの魅力を伝えて自動車関連業界の更なる拡大や活性化を目指してまいります。

これらの施策により、直営店舗における既存店売上高の対前年比は102.6%となりました。

フランチャイズ関連についても、新規出店及びフランチャイズ店舗の増収によるロイヤリティ、EC手数料、その他付帯収入が順調に増加いたしました。

この結果、リユース業態（直営店舗運営、フランチャイズシステムの運営、ECサイト運営）による収入は6,865百万円（前期比7.2%増）となりました。

当連結会計年度末時点の直営店及びフランチャイズ店の業態別の合計店舗数は、224店舗となり、その内訳は、「アップガレージ」134店舗、「アップガレージ ライダース」68店舗、「アップガレージ ホイールズ」11店舗、「アップガレージ ツールズ」2店舗、「パーツまるごとクルマ&バイク買取団」5店舗、「アップガレージ サイクルズ」3店舗、「アップガレージ カーズ」1店舗となっております。なお、直営店及びフランチャイズ店の拠点数の合計は167拠点となっております。

子会社(株)ネクサスジャパンにおいては、タイヤメーカーの値上げや半導体不足の影響によるカーナビ等の受注減といった懸念がございましたが、「ネクスリンク」（受発注プラットフォーム）においては中古車市場の好調に伴う既存取引先の受注増加等により好調に推移いたしました。また、「タイヤ流通センター」も、既存加盟店への売上増加及び新規加盟店の獲得により堅調に推移いたしました。

この結果、流通卸売業態による収入は4,462百万円（前期比8.6%増）となりました。

当連結会計年度末時点の「タイヤ流通センター」ブランドの直営店及びフランチャイズ店の加盟店合計は182店舗となっております。

自動車関連業界に専門特化した人材紹介業態「BoonBoonJob(ブーンブーンジョブ)」も、企業の採用活動活性化に伴い契約企業及び登録者数が共に増加いたしました。

この結果、その他の収入は27百万円（前期比68.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費としては、エネルギー価格の高騰による水道光熱費の増加、店舗スタッフの増加に伴う人件費の増加があったものの、運送費削減の取り組みをはじめとして全社的にコスト削減に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高11,355百万円（前期比7.8%増）、営業利益846百万円（前期比22.9%増）、経常利益874百万円（前期比25.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益559百万円（前期比35.5%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において、総額440百万円の設備投資（リース資産を含む）を実施いたしました。そのうち主なものは、店舗の新規出店等で99百万円、既存店舗及び本部の改修等で57百万円、システム開発・改修等で283百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第6期 (2020年3月期)	第7期 (2021年3月期)	第8期 (2022年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	9,343,826	9,922,951	10,530,617	11,355,991
経常利益 (千円)	209,952	465,528	699,757	874,788
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	60,764	290,914	412,754	559,266
1株当たり当期純利益 (円)	9.59	45.91	61.12	71.03
総資産 (千円)	3,945,050	4,005,293	5,338,173	5,520,942
純資産 (千円)	1,516,847	1,771,192	3,100,556	3,534,912
1株当たり純資産額 (円)	239.40	279.54	393.80	448.77

- (注) 1. 当社は第8期より連結計算書類を作成しております。なお、第6期及び第7期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第6期 (2020年3月期)	第7期 (2021年3月期)	第8期 (2022年3月期)	第9期 (当事業年度) (2023年3月期)
営 業 収 益 (千円)	502,150	731,648	826,835	1,022,671
経常利益又は経常損失(△) (千円)	106,179	49,790	△11,352	232,842
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△8,951	26,508	△11,829	207,047
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.41	4.18	△1.75	26.30
総 資 産 (千円)	2,612,775	2,039,395	2,988,800	2,758,505
純 資 産 (千円)	1,167,959	1,158,563	2,062,742	2,146,083
1株当たり純資産額 (円)	184.34	182.85	261.99	272.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	事 業 内 容
株式会社アップガレージ	100,000千円	100.0%	カー&バイク用品のリユース事業
株式会社ネクサスジャパン	10,000千円	100.0%	カー&バイク用品の流通卸売事業

- (注) 2023年1月16日開催の取締役会にて、当社の完全子会社である株式会社アップガレージ及び株式会社ネクサスジャパンの両社を当社が吸収合併することを決議し、2023年4月1日付で実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループ（現：株式会社アップガレージグループ）は、「マーケットを広げて“楽しさ”を伝える」を経営理念としております。さらにリユース業態と流通卸売業態の主要な2業態において、経営理念を実践していく上でのブランドビジョンを定めております。

リユース業態の「アップガレージ」は「豊かなカー＆バイクライフを世界中の人々に提供する」、流通卸売業態は「欲しいが見つかる」です。

そして、日々自動車・バイク関連事業での様々な革新と市場環境の変化への機動的な対応を行うことにより、経営理念とブランドビジョンを具体化して実践し、持続的な成長を実現してまいります。

さらには、お客様一人ひとりの「体験価値の創造」まで踏み込むことにより、マーケットを一層広げ、企業価値を向上してまいります。

また中長期的な経営戦略としては、リユース品のEC販売拡充による売上高の増加及び直営店舗・フランチャイズ店舗数拡大による営業利益の安定的な確保を基盤とし、さらに以下の点に注力することにより、売上高営業利益率及び自己資本利益率（ROE）の向上を目指してまいります。

① EC拡大と店舗による買取強化を通じた商品拡充、商品買取について

国内外向けECチャネル「Croooooober.com（クルーバードットコム）」の更なる認知度向上を図るとともに、一般事業者によるサイトへの出品を推進いたします。

商品買取については、「店頭」、「宅配」、「出張」という3つの買取方法に加え、カスタムパーツの査定に精通している利点を活かし、カスタムカーを中心とした車両自体の買取も拡大しております。今後は、さらに法人を含めた買取チャネルの多様化を図り、商品の拡充を進めてまいります。

② ネクスリンク（受発注システム）利用先の拡大とDXの推進

ネクスリンクによる受発注システムを通じて加盟企業の拡大展開、とりわけタイヤ流通センター加盟店数の増加を通じて、流通卸売業態の拡大と自動車用品に関連した業界の活性化に取り組めます。また、取扱高の増加に伴う仕入価格のボリュームディスカウントによる粗利率向上を図ってまいります。

さらに、買取査定のデータベース化、買取査定書類や手続きのDX化を進めることで、お客様の利便性の向上と業務効率化を進めてまいります。

③ グローバル展開

当社グループ（現：株式会社アップガレージグループ）の持続的な成長を実現するためには、グローバル展開の推進が重要です。今後、既存の越境EC販売を強化するとともに、アメリカ合衆国内のリアル店舗の新規出店を目指して準備を進めてまいります。

また、そのためには、現地ビジネス習慣の習得、リユース業態の現地法規制対応等といった様々な課題を克服し、人的リソースを確保することが重要であると認識しております。

④ システム開発投資

当社グループ（現：株式会社アップガレージグループ）は、リユース業態における基幹システム（売上・在庫管理・買取査定システム）やモール型ECサイト「Croooober.com（クルーバードットコム）」、流通卸売業態におけるネクスリンク（受発注システム）等を自社開発することで、事業オペレーションに合わせたカスタマイズ、新たな試みのシステム反映等を有機的に行っております。

今後、事業の持続的な成長を実現するためには、益々システム開発に対する重要性が高まってくると認識しておりますので、継続的な投資によるシステムのリプレイス、新たな機能の拡張、EC及び受発注システム「ネクスリンク」を一層普及させるための取り組み、店舗オペレーション改善のために開発したシステムの外部販売、システム開発人材の育成等を重点課題として取り組みます。

⑤ 人材育成・確保

当社グループ（現：株式会社アップガレージグループ）は、お客様一人ひとりに付加価値を提供していくため、カー&バイク用品の多種多様な商品知識を持つだけでなく、自ら考え、行動していく自律型の人材が求められています。そのため、教育体制や研修内容の整備、福利厚生充実等によって人材の定着と能力の底上げを行うとともに、積極的な採用活動により人材の確保に努めてまいります。

⑥ 新業態のフランチャイズ展開

当社グループ（現：株式会社アップガレージグループ）は、新業態であるアップガレージサイクルズ、アップガレージカーズのビジネスモデルを確立し、フランチャイズ展開を進めてまいります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

⑦ 販売費及び一般管理費

従業員の賃上げや給与制度改革、福利厚生制度改革等により人的資本への取り組みを強化する一方で子会社２社の吸収合併による業務効率化やDX化を促進することによって経費削減を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

当社グループ（現：株式会社アップガレージグループ）は、当社及び子会社３社により構成され、カー＆バイク用品のリユース業態、流通卸売業態及びフランチャイズシステムの運営を行っております。

また、当社グループの事業は、カー＆バイク用品関連の買取、販売及びその付随業務からなる単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

カー＆バイク用品のリユース業態では、直営店舗、フランチャイズ店舗及びECサイト「Croooooober.com（クルーバードットコム）」において買取・販売を行っており、店舗については全国展開を積極的に行っております。さらに、2022年３月より幅広い世代にご利用いただけるよう中古自転車に特化した買取・販売を行う新ブランド「アップガレージサイクルズ」を立ち上げました。

リユース業態における特徴は、これまで一般的でなかったカー＆バイク用品の買取・販売を主要業態としており、特に中古商品に対して保証を付けるという業界初の取り組みは、一般のお客様から好評を得ております。また、当社ノウハウとして買取した商品の修理・メンテナンスをした上で販売を行うため、オークション等の個人間売買と差別化を図っております。

流通卸売業態では、サマータイヤ、スタッドレスタイヤ等をはじめとしたカー＆バイク用品の新品商材を取扱っており、中古車販売業、自動車整備業を中心に卸売販売を行っております。

自動車関連パーツの流通卸売業における特徴は、多種多様なメーカー、ベンダーとの取引により仕入を行う必要があることです。このため業務に伴う管理が煩雑となりますが、受発注が電話やFAXによるケースが大半で、DX化や業務効率化は進まない状況であったため、これを打破すべく、受発注業務を「NEXLINK（ネクスリンク）」上で行うサービスを当社で提供いたしました。これにより多くのベンダーと発注者が、当社を介すことで、取引契約の簡易化と受発注システムによる業務効率化、配送状況の見える化による連絡コストの削減等の非常に大きなサプライチェーン改革を実現できているため、目下このサービスの加盟店拡大を進めております。

また、サマータイヤ・スタッドレスタイヤについても「タイヤ流通センター」というブランドにて３プライス料金体系のパッケージ化を行うことで、ユーザーにはタイヤ購入が分かり易く、また販売側にも説明や仕入が簡易になるサービスを展開しております。

フランチャイズシステムの運営では、メインブランドである「アップガレージ」を中心に、専門店化したブランドとして中古バイク用品の「アップガレージ ライダース」、中古タイヤ・ホイール専門店の「アップガレージ ホイールズ」、車両買取サービスの「パーツまるごとクルマ&バイク買取団」、中古工具買取・販売専門店の「アップガレージ ツールズ」、を単独店・併設店含めフランチャイズ展開を行っております。また、新業態である中古自転車・用品買取・販売専門店「アップガレージ サイクルズ」とスポーツカーに特化した車販売専門店「アップガレージ カーズ」のフランチャイズ展開に向けてノウハウの構築を計っております。

フランチャイズ運営においては、売上・在庫管理・買取査定を行う基幹システムの提供、ECサイトの管理運営、ノウハウの授与・指導、店舗の企画設計・什器等販売及び商品供給を行う中で、加盟金・ロイヤリティ等の収入を得ております。

当連結会計年度末時点の各業態別の店舗数は次のとおりであります。

(単位：店)

	アップガレージ	アップガレージ ライダース	アップガレージ ホイールズ	アップガレージ ツールズ	パーツまるごと クルマ&バイク 買取団	アップガレージ サイクルズ	アップガレージ カーズ	合 計
直営店	23 (1)	14 (2)	3 (△1)	2 (△4)	3 (1)	3 (2)	1 (1)	49 (2)
F C店	111 (6)	54 (6)	8 (－)	0 (△19)	2 (△13)	－ (－)	－ (－)	175 (△20)
合計	134 (7)	68 (8)	11 (△1)	2 (△23)	5 (△12)	3 (2)	1 (1)	224 (△18)

- (注) 1. () は期中増減数を表しております。
2. 「アップガレージツールズ」及び「パーツまるごとクルマ&バイク買取団」はフランチャイズ展開における業態別ブランドの集約・再編を行ったため店舗数が減少しておりますが、店舗拠点数の変動はございません。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地 (拠点)
本 社	神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22

② 株式会社アップガレージ (現：当社アップガレージ事業本部)

名称	所在地 (拠点)	
アップガレージ本部	神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22	
アップガレージ店舗	(福島県)	いわき店
	(栃木県)	栃木大田原店
	(茨城県)	茨城神栖店
	(埼玉県)	越谷店、三郷インター店、埼玉西浦和店、埼玉大宮店
	(千葉県)	千葉中央店、千葉八千代店、柏沼南店、千葉印西店
	(東京都)	横浜町田総本店、国立府中インター店、東村山店、練馬店
	(神奈川県)	平塚店、横浜戸塚店、相模原店、横須賀根岸店、圏央厚木インター店
	(岐阜県)	岐阜可児店
	(和歌山県)	和歌山店
	(山口県)	山口店
アップガレージ ライダース店舗	(福島県)	いわき店
	(埼玉県)	北戸田店
	(千葉県)	千葉中央店、千葉八千代店
	(東京都)	横浜町田店、練馬店、東村山店
	(神奈川県)	平塚店、横浜戸塚店、相模原駅前店、横須賀根岸店、圏央厚木インター店
	(和歌山県)	和歌山店
	(山口県)	山口店

名称	所在地（拠点）	
アップガレージ ホイールズ店舗	(埼玉都)	埼玉新座店
	(東京都)	横浜町田店
	(神奈川県)	川崎産業道路店
アップガレージ ツールズ店舗	(東京都)	横浜町田店、東村山店
パーツまるごと クルマ＆バイク 買取団店舗	(千葉県)	千葉八千代店
	(東京都)	横浜町田店
	(山口県)	山口店
アップガレージ サイクルズ店舗	(埼玉県)	北戸田店
	(東京都)	横浜町田店
	(神奈川県)	相模原駅前店
アップガレージ カーズ店舗	(東京都)	横浜町田店

③ 株式会社ネクサスジャパン（現：当社流通企画事業本部）

名称	所在地（拠点）
本 社	神奈川県横浜市青葉区榎が丘 7 番地22

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末 比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
203（128）	15（△6）	32歳4か月	6年10か月

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末 比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
46（8）	8（△1）	34歳4か月	3年10か月

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	230,017千円
株式会社みずほ銀行	105,038千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円
合 計	485,055千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年12月23日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場いたしました。なお、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区分再編に伴い、現在はスタンダード市場に移行しております。

当社は、2023年1月16日開催の取締役会にて、当社の完全子会社である株式会社アップガレージ及び株式会社ネクサスジャパンの両社を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することが決議され2023年4月1日付で実施しております。

本合併により、当社は事業持株会社から、カー＆バイク用品関連のリユース業態及び流通卸売

業態を中核事業とする事業会社へ移行することになります。これに伴い今後の事業拡大を見据えて、日本国内だけでなく、海外でも多くのお客様に認知されている「アップガレージ」の名称を用いることで、これまでに培ってきた企業ブランドは維持しつつ、当社グループのイメージを統一することにより、国内外での認知度をより向上させ、企業価値を一層高めることを目的に2023年4月1日付で商号を「株式会社アップガレージグループ」に変更しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

普通株式：8,448,000株

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を25,344,000株に変更しております。
- (2) 発行済株式の総数

普通株式：2,625,700株

(注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は1,200株増加しております。
2. 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は5,251,400株増加しております。
- (3) 株主数

1,616名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社E&E	1,898,100株	72.29%
クルーバー従業員持株会	30,900株	1.18%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	30,900株	1.18%
河野映彦	23,400株	0.89%
MSIP CLIENT SECURITIES	22,000株	0.84%
楽天証券株式会社	19,300株	0.74%
佐藤宏樹	17,600株	0.67%
株式会社SBI証券	13,600株	0.52%
GMOクリック証券株式会社	10,600株	0.40%
学校法人横浜商科大学	10,000株	0.38%

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 田 誠	株式会社アップガレージ 取締役会長 株式会社ネクサスジャパン 取締役会長
取 締 役 副 社 長	河 野 映 彦	株式会社アップガレージ 代表取締役社長 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 一般社団法人日本リユース業協会 理事
取 締 役	福 島 泰 三	福島泰三公認会計士事務所 所長 明星監査法人 代表社員 株式会社グリムス 取締役（監査等委員）
取 締 役	佐 藤 麻 子	弁護士法人R&G横浜法律事務所 パートナー 協同油脂株式会社 社外監査役 神奈川県教育委員会 教育委員
取 締 役	太 田 彩 子	株式会社ベレフェクト 代表取締役 株式会社コナカ 社外取締役 SREホールディングス株式会社 社外取締役
監 査 役	青 木 尚	株式会社アップガレージ監査役 株式会社ネクサスジャパン監査役
監 査 役	鳥 山 秀 弘	平安レイサービス株式会社 社外監査役
監 査 役	高 橋 知 久	高橋知久公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2022年6月28日開催の定時株主総会において、太田彩子氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ②2022年4月11日付で、河野映彦氏は、取締役副社長に就任いたしました。
2. 取締役福島泰三氏、取締役佐藤麻子氏及び取締役太田彩子氏は社外取締役であります。
3. 監査役鳥山秀弘氏及び監査役高橋知久氏は社外監査役であります。
4. 取締役福島泰三氏及び監査役高橋知久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役福島泰三氏、取締役佐藤麻子氏、取締役太田彩子氏、監査役鳥山秀弘氏及び監査役高橋知久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員が業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合、法律上の損害賠償責任及び訴訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は、填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者は、当社並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、上記保険契約は2022年4月に加入し、2023年4月に継続更新しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (人)	支 給 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (3)	96,400 (12,400)	96,400 (12,400)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	16,800 (7,200)	16,800 (7,200)	— (—)	— (—)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	113,200 (19,600)	113,200 (19,600)	— (—)	— (—)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の臨時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2014年4月24日開催の臨時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 当該方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年4月17日開催の取締役会において、決議しております。

- ② 当該方針の内容の概要
- 当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬は、固定報酬のみで構成されております。
- 報酬額は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、前事業年度の連結業績や個人の会社への貢献度を勘案して、代表取締役及び管理本部管掌者が協議し、社外取締役の助言及び監査役会のプロセスチェックを受けて取締役会にて決定しております。
- ③ 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に定めた基準額内であること、同方針に定めた考慮要素を具体的に勘案して決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員の状況

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については「(1)取締役及び監査役の状況」に記載の通りであります。
 - ・なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役佐藤麻子氏は、弁護士法人R&G横浜法律事務所のパートナーであります。当社は同法律事務所と法務に関する顧問契約締結しておりますが、毎月支払う顧問料も一般的な金額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福島泰三	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。 公認会計士としての豊富な経験を踏まえ、財務・会計等に関し、専門的見地から経営の監督機能を果たしております。
社外取締役 佐藤麻子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験を踏まえ、業務全般において専門的見地から経営の監督機能を果たしております。
社外取締役 太田彩子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回（※）に出席いたしました。 企業経営全般、人的資本経営並びにサステナビリティに関する豊富な経験を踏まえ、業務全般において専門的見地から経営の監督機能を果たしております。
社外監査役 鳥山秀弘	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。 主に特種情報処理技術者としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役 高橋知久	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。 公認会計士としての経験を踏まえ、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

※取締役太田彩子氏は2022年6月28日に取締役に就任した後に開催された取締役会12回すべてに出席しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役福島泰三氏、取締役佐藤麻子氏、取締役太田彩子氏、監査役鳥山秀弘氏及び監査役高橋知久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

④ 社外役員が当社の子会社から当該事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 監査業務に係る報酬等の額及び監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当と判断して同意いたしました。

内 容	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、連結配当性向30％程度を一つの目途とした上で、事業拡大のための内部留保を充実させ、長期的な企業成長と経営基盤の強化に留意し業績の成果に応じた配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、財務体質の強化や店舗の国内及び海外への新規出店、既存店の改装、システム投資等として活用し、企業価値向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,610,642	流 動 負 債	1,603,697
現金及び預金	1,858,587	買掛金	556,930
売掛金	807,816	短期借入金	450,000
商品の他	794,654	一年内返済予定の長期借入金	35,055
その他	149,584	リース債務	9,634
固 定 資 産	1,910,299	未払金	172,339
有形固定資産	926,310	未払法人税等	167,052
建物及び構築物	1,035,830	賞与引当金	24,176
減価償却累計額	△461,331	ポイント引当金	19,532
建物及び構築物（純額）	574,498	その他の他	168,976
機械装置及び運搬具	278,001	固 定 負 債	382,331
減価償却累計額	△200,537	リース債務	35,894
機械装置及び運搬具（純額）	77,464	長期預り保証金	175,220
工具、器具及び備品	362,399	資産除去債務	171,217
減価償却累計額	△297,401	負 債 合 計	1,986,029
工具、器具及び備品（純額）	64,998	純 資 産 の 部	
土地	167,908	株 主 資 本	3,536,600
リース資産	74,094	資 本 金	519,760
減価償却累計額	△ 32,653	資 本 剰 余 金	886,985
リース資産（純額）	41,440	利 益 剰 余 金	2,129,977
無 形 固 定 資 産	410,855	自 己 株 式	△122
ソフトウェア	356,777	その他の包括利益累計額	△1,687
その他	54,077	その他有価証券評価差額金	2,933
投資その他の資産	573,133	為 替 換 算 調 整 勘 定	△4,620
投資有価証券	18,799	純 資 産 合 計	3,534,912
長期貸付金	161,098	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,520,942
繰延税金資産	41,652		
敷金及び保証金	330,285		
その他	21,297		
資 産 合 計	5,520,942		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

[illegible]

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,671,060	流 動 負 債	612,422
現金及び預金	946,324	短期借入金	450,000
未収入金	114,455	一年内返済予定の長期借入金	35,055
前払費用	16,416	未払金	51,712
関係会社短期貸付金	500,000	未払費用	33,148
その他	93,864	未払法人税等	10,925
固 定 資 産	1,087,445	未払消費税等	15,363
有形固定資産	169,959	預り金	14,386
工具、器具及び備品	57,609	その他	1,830
減価償却累計額	△55,558	負 債 合 計	612,422
工具、器具及び備品（純額）	2,050	純 資 産 の 部	
リース資産	19,330	株 主 資 本	2,146,083
減価償却累計額	△19,330	資 本 金	519,760
リース資産（純額）	0	資 本 剰 余 金	1,385,771
土地	167,908	資本準備金	509,760
無形固定資産	25,142	その他資本剰余金	876,011
商標権	67	利 益 剰 余 金	240,675
ソフトウェア	20,123	利益準備金	7,286
その他	4,951	その他利益剰余金	233,388
投資その他の資産	892,343	特別償却準備金	3,593
関係会社株式	886,011	繰越利益剰余金	229,795
繰延税金資産	6,322	自 己 株 式	△122
その他	10	純 資 産 合 計	2,146,083
資 産 合 計	2,758,505	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,758,505

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 (2022年4月1日から
 2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,022,671
営 業 総 利 益		1,022,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		807,255
営 業 利 益		215,416
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,295	
受 取 家 賃	9,401	
助 成 金 収 入	6,716	
そ の 他	65	20,479
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,582	
そ の 他	470	3,052
経 常 利 益		232,842
税 引 前 当 期 純 利 益		232,842
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,773	
法 人 税 等 調 整 額	11,022	25,795
当 期 純 利 益		207,047

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2023年5月22日	
株式会社アップガレージグループ 取締役会 御中			
有限責任監査法人トーマツ			
横浜事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	川 福 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	川 慶
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アップガレージグループ（旧会社名 株式会社クルーパー）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アップガレージグループ（旧会社名 株式会社クルーパー）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上
--

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2023年5月22日	
株式会社アップガレージグループ 取締役会 御中			
有限責任監査法人トーマツ			
横浜事務所			
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	西	川 福 之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	石	川 慶
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アップガレージグループ（旧会社名 株式会社クルーパー）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			

	計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
	計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
	計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、

入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査室等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社アップガレージグループ 監査役会

常勤監査役 青 木 尚 ㊟

社外監査役 鳥 山 秀 弘 ㊟

社外監査役 高 橋 知 久 ㊟

以 上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

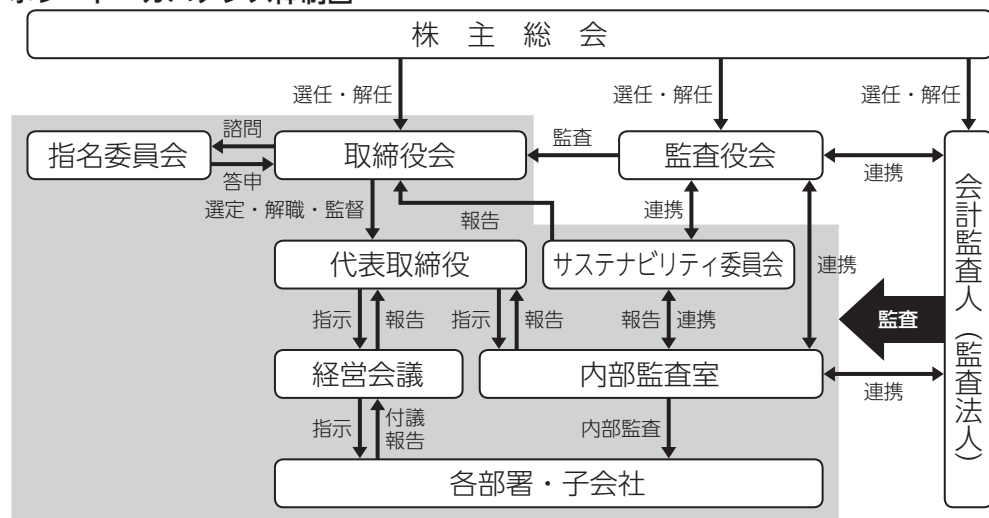
1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び長期安定的な企業価値の向上を経営の重要課題としております。

その実現のためには、株主やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様にご満足していただける商品やサービスを提供し続けることが重要と考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の主な機関として、取締役会、監査役会、経営会議、サステナビリティ委員会、内部監査室及び指名委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

2. コーポレート・ガバナンス体制図



3. 少数株主の利益保護

【支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針】

当社は支配株主との取引等については、コーポレート・ガバナンス上問題があると誤解を与える可能性があることを認識しており、今後においては原則として支配株主との取引等を行わない方針であります。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、社外（独立）取締役及び社外（独立）監査役が出席する取締役会決議を受けた上で、これを行うことで取引の適正性を確保してまいります。

株主総会会場ご案内図

会 場： 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22
株式会社アップガレージグループ 本社3階 会議室
TEL 045-988-5777



交通 東急電鉄田園都市線「青葉台」駅下車 徒歩7分
青葉台駅中央改札口を出て、正面の道路を左手に進み、
中華料理店（麺飯厨房）の先、高架の手前を右にお進み
ください。
約200m進んだ左側、国道246号沿いの建物となります。
◎当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交
通機関をご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。